

【一般】(C)第1章 建築物石綿含有建材調査に関する基礎知識 1

1 「建築物石綿含有建材調査」に関する①～④の記述のうち、正しいものを一つ選びなさい。

- ① 石綿障害予防規則に基づく調査で対象とする建材は、レベル1、2に該当する建材であり、調査者は工事対象部分のすべてを調査し、すべての種類の建材の石綿の含有の有無を確認する必要がある。
- ② 事前調査及び分析の結果の記録等は、解体等の作業に係る全ての事前調査を終了した日又は分析調査を終了した日のいずれか遅い日から、3年間保存しなければならない。
- ③ 現在では、製造禁止前から使用されている全ての石綿含有製品の継続使用は、禁止されている。
- ④ 令和4年4月から、解体工事部分の床面積の合計が100㎡以上の建築物の解体工事は、工事開始前までに、事前調査の結果等を労働基準監督署に届け出なければならない。

2 「石綿の定義、種類、特性」に関する①～④の記述のうち、不適切なものを一つ選びなさい。

- ① 燃えないで高熱に耐える特性があり、電気も通しにくい。
- ② 薬品に強く、他の物質との密着性にも優れている。
- ③ 引張りに強く、摩擦、摩耗にも強い特性がある。
- ④ 比較的価格が高く、熱や音を遮断する特性を持っている。

3 「石綿による疾病、環境の石綿濃度」に関する①～④の記述のうち、正しいものを一つ選びなさい。

- ① 石綿粉じんの人体の吸入経路は、「1.鼻腔」→「2.喉頭」→「3.気管」→「4.気管支」→「5.肺胞」→「6.細気管支」である。
- ② 非喫煙者の肺がんリスクは、非石綿ばく露労働者1.0に対し、石綿ばく露労働者は約2倍となっている。
- ③ 石綿繊維の直径は、髪の毛の5000分の1程度であり、肉眼では繊維が見えなくても、実際には石綿が高濃度で浮遊している場合がある。
- ④ 石綿含有建材の切断や加工・清掃作業時は、大気中の石綿濃度が数 f / L～数100 f / Lの中等度の場合が多かったことが報告されている。

4 「建築物と石綿関連疾患、気中石綿濃度、健康影響評価」に関する①～④の記述のうち、不適切なものを一つ選びなさい。

- ① 日本において「吹付け石綿のある部屋・建物・倉庫等での作業（建設業以外）」に分類された石綿関連疾患の発症事例は、100名を超えていて、疾患としては、石綿肺が最も多い。
- ② 複数の建物を調査する場合に、国土交通省が定めた建築物の石綿含有建材調査の優先度では、子供が長く滞在する建築物は優先順位が最も高い。
- ③ 建築物に使用されている吹付け石綿の目視による劣化判定と、気中石綿濃度との間の相関性は明確ではない。
- ④ 複数の建物を調査する場合に、国土交通省が定めた建築物の石綿含有建材調査の優先度では、1975（昭和50）年以前の建築物は優先順位が最も高い。

【一般】(C)第2章 建築物石綿含有建材調査に関する基礎知識 2

1 「大気汚染防止法、建築基準法その他関係法令」に関する①～④の記述のうち、正しいものを一つ選びなさい。

- ① 大気汚染防止法の規制の対象作業は、石綿を飛散させる原因となる建築材料が使用されている建築物等の解体のみが対象となる。
- ② 大気汚染防止法では、建築物を改造し、又は補修する作業を伴う建設工事であって、当該作業の請負代金の合計が100万円以上であるものについては、調査結果を都道府県知事へ報告することが義務付けられている。
- ③ 大気汚染防止法では、石綿含有仕上塗材は特定建築材料に該当しない。
- ④ 大気汚染防止法は、大気汚染に関して、職場における労働者の安全と健康を確保するとともに、生活環境を保全することを目的に1968（昭和43）年に制定された。

2 下表は、石綿の有無の判定結果が及ぼす影響を整理したものである。選択肢①、②、③、④は、表中の空欄ア、イ、ウ、エに該当する単語を示したものである。単語の組み合わせとして正しいものを一つ選びなさい。

石綿有無の実態	ア	イ
調査時の判定		
石綿ありと判定	○適正な調査結果 ・適切な管理 ・適切な工事	×見落としのある調査結果 ウ ・無駄な財政的な負担 ・建物資産の過小評価 ・社会的風評被害
石綿なしと判定	×見落としのある調査結果 エ ・改修解体工事の飛散事故 ・後日発覚時の追加財政負担 ・社会的信用の失墜 ・建築物周辺への継続的環境影響	○適正な調査結果 ・適切な管理 ・適切な工事

①	ア) 石綿あり イ) 石綿なし ウ) 必要な対策 エ) 断続的な健康障害
②	ア) 石綿なし イ) 石綿あり ウ) 不要な対策 エ) 継続的な健康障害
③	ア) 石綿あり イ) 石綿なし ウ) 不要な対策 エ) 継続的な健康障害
④	ア) 石綿なし イ) 石綿あり ウ) 必要な対策 エ) 断続的な健康障害

3 「石綿含有建材調査者」に関する①～④の記述のうち、不適切なものを一つ選びなさい。

- ① 石綿の含有状態の判断が困難な場合は、適切な試料採取と精確な分析評価を実施しなければならない。
- ② 調査においては、自らの石綿ばく露だけに注意することが必要である。
- ③ 解体・改修工事の施工者や建築物の所有者などは、石綿含有建材調査者の実施した調査結果に基づいて、工事の施工方法を決定したり、使用中の石綿含有建材に対する対策を講じる。
- ④ 調査対象の石綿含有建材の劣化が進んでいて、早期に何らかの対策が必要であれば、石綿含有建材調査者はその旨を所有者などに報告する。

4 「事前調査の具体的手順の例」に関するア～エの記述のうち、不適切なものを一つ選びなさい。

- ① 事前調査は、目視調査を行わず、書面調査判定で調査を確定終了してはいけない。
- ② 事前調査とは、工事前に石綿含有の有無を調査することをいう。調査は石綿含有無しの証明を行うことを目的とし、その証明ができない場合は分析調査を行うか、「石綿なし」とみなすことが基本となる。
- ③ 書面調査において、図面等が断片的に無い場合は、建物の各階のレイアウト看板や建物履歴などのヒアリング情報から推測し、目視調査のための事前準備を行う。
- ④ 書面調査で石綿の含有・無含有の判定ができない場合は、目視調査で製品の表示など現物確認により含有とみなして判定することもできる。

【一般】(C)第3章 石綿含有建材の建築図面調査

- 1 「建築一般」に関する①～④の記述のうち、不適切なものを一つ選びなさい。
 - ① 建築基準法において「梁及び構造上重要ではない小はり」は、建築物の主要構造部である。
 - ② 建築基準法において「柱（構造上重要ではない間柱、附け柱を除く）」は、建築物の主要構造部である。
 - ③ 建築基準法において「床（構造上重要ではない揚げ床、最下階の床、回り舞台の床を除く）」は、建築物の主要構造部である。
 - ④ 建築基準法において「屋根（構造上重要ではないひさしを除く）」は、建築物の主要構造部である。

- 2 「建築一般」に関する①～④の記述のうち、正しいものを一つ選びなさい。
 - ① 建築基準法で定められている「異種用途区画」とは、用途や管理形態の異なる部分を区画することで、被害の拡大を食い止めるものである。
 - ② 不燃材料とは、鉄、コンクリート、ガラス、モルタルなどで、40分間の加熱によっても、燃焼せず、防火上有害な変形、亀裂その他の損傷を生じなく、また避難上有害な煙やガスを生じない仕上げ材料のことである。
 - ③ 建築基準法では、面積区画が定められており、一定面積ごとに防火区画し、垂直方向への燃え広がりを防止し、一度に避難すべき人数を制御している。
 - ④ 建築基準法において、面積区画、高層区画、竪穴区画と接する外壁は、接する部分を含み30cm以上の部分を耐火構造または準耐火構造としなければならない。

- 3 「建築一般」に関する①～④の記述のうち、不適切なものを一つ選びなさい。
 - ① 建築基準法において、「1時間耐火」よりも「2時間耐火」の方が、より高い耐火性能を示すことになる。
 - ② 建築基準法において、建築物の「階段」の要求耐火性能は、「2時間」である。
 - ③ 建築基準法において、建築物の最上階から数えた階数が「5以上で14以内の階」における「床」の要求耐火性能は、「2時間」である。
 - ④ 建築基準法において、建築物の最上階から数えた階数が「15以上の階」における「梁」の要求耐火性能は、「3時間」である。

- 4 「建築設備」に関する①～④の記述のうち、正しいものを一つ選びなさい。
 - ① 給排水設備では、ボイラー本体の断熱や配管エルボの保温に石綿が使われており、また、ボイラー室の壁や天井に吹付け石綿が使われていた。
 - ② レストランなどの厨房にグリーストラップがある場合は、所定の厚さ以上の鉄板やステンレス板により製作することが法で定められており、耐火被覆は必要ない。
 - ③ 空調設備において、冷温水を使って空調する方式のうち、ファンコイルユニットでは、ファンコイル設置の場所の壁に吹付け石綿は施工されていない。
 - ④ ペリメータカウンターには、空調設備が設置されていることが多いが、配管の石綿含有保温材やファンコイルユニットの吸音のために吹付け石綿は使用されていない。

5 「石綿含有建材」に関する①～④の記述のうち、正しいものを一つ選びなさい。

- ① 石綿含有吹付けパーライトは、耐火被覆が必要とされる部位に使用されている。
- ② 柱、はりの耐火被覆及び耐火間仕切り壁に用いられる石綿含有吹付けロックウールの湿式吹付けの比重は、0.3以上(耐火の場合)である。
- ③ 石綿含有吹付けロックウール(湿式)は比重が大きく硬いので、吸音(遮音ではない)を目的とした吹付け石綿には使用されていないと推測できる。
- ④ 石綿含有吹付けロックウールの石綿無含有化に際し、乾式工法の代替として湿式工法が開発され、現在では湿式工法により石綿が含有されていない吹付けロックウールが施工されている。

6 「石綿含有建材」に関する①～④の記述のうち、不適切なものを一つ選びなさい。

- ① 石綿含有窯業系サイディングの補助資材のうち、同材質役物(出隅用、入隅用役物)の場合は、石綿を含有している場合がある。
- ② 石綿含有ビニル床タイルは、事務所、病院、公共施設などの床に多く使用されている。
- ③ 石綿含有スレート波板は、工場塗装した化粧波形スレートがあり、また現場での塗装仕上げも行われている。
- ④ 石綿含有住宅屋根用化粧スレートは、製品の厚さが厚く、踏み割れることはない。

7 「石綿含有建材」に関する①～④の記述のうち、不適切なものを一つ選びなさい。

- ① 1980(昭和55)年にロックウール工業会の自主規制により、会員各社が石綿含有吹付けロックウールの使用を中止し、ロックウール工業会所属のメーカー各社は、石綿を添加しないロックウールだけのものに変更したが、会員以外のメーカーの吹付け石綿の使用や物流における業者の在庫などもあったことから、1980(昭和55)年以降の数年間には石綿含有吹付けロックウールが施工されていた可能性も考慮しなければならない。
- ② 石綿含有建材の最終製造年はあくまで目安であり、使用時期以降でも石綿を含有している場合があるので注意する。
- ③ アメリカモンタナ州リビー鉱山(1990年に操業停止)産パーミキュライトは、石綿には定義されていないが、アモサイトに近いウィンチャイト、リヒテライトという角閃石系の繊維状鉱物を含有しており、健康障害が報告されているため、注意する必要がある。
- ④ 吹付けパーミキュライトには、吹付け石綿と同様に剥落を防止するため繋ぎ材として石綿が添加されているケース以外に、不純物として石綿を含有するケース(天然鉱物由来の石綿)がある。

8 「石綿含有建材」に関する①～④の記述のうち、不適切なものを一つ選びなさい。

- ① レベル3とされている石綿含有建材の特徴は、種類や品数がレベル1、2よりも圧倒的に多い。
- ② 石綿含有成形板には、石綿非含有の建材であることを示す「aマーク」が刻印されたものがある。
- ③ JIS認定品には、製造会社等の表示が規定されているが、この表示から石綿の有無を判定することができる場合がある。
- ④ 防火材料として指定されている製品が多く、不燃材料等の表示がある。

9 「石綿含有建材」に関する①～④の記述のうち、不適切なものを一つ選びなさい。

- ① レベル 1 の石綿含有建材は施工方法や材料によって 6 種類に分類されるが、そのうち石綿含有吹付けロックウールの施工方法は、乾式吹付け、半乾式吹付け、湿式吹付けの3つの工法がある。
- ② 耐火被覆及び内装仕上げ（吸音・断熱・結露）に用いられる石綿含有吹付けロックウールの半乾式吹付けの比重は、0.4～0.6(個別認定による)である。
- ③ スラブと外壁の間の層間部やカーテンウォールのファスナー部、ブレースなどの箇所に石綿繊維を結合剤と練り合わせたものを塗り付けていることがあり、厳密にはレベル 1 に該当しないが、同様の飛散性を有している。
- ④ 吹き付け石綿の主材料は、工場で配合された「石綿」「セメント」と水である。

10 「石綿含有建材」に関する①～④の記述のうち、不適切なものを一つ選びなさい。

- ① 建築用仕上塗材には、吹付け材と称されていた時期もあるなど、飛散性の極めて高い仕上げ材料であり、吹付け石綿等と同様の維持管理と対策が求められる。
- ② 建築用仕上塗材自体は、塗膜が健全な状態では石綿が発散するおそれがあるものではないが、これを破断せずに除去することが困難であるため、除去方法によっては含有する石綿が発散するおそれがある。
- ③ 石綿含有仕上塗材・下地調整塗材に使用された石綿はクリソタイルが多いが、中にはアモサイトやトレモライトが使用されている場合がある。
- ④ 建築用仕上塗材で仕上げられた建物を解体する場合は、下地調整塗材および建築用仕上塗材が対象となり、コンクリートの上部までを調査対象範囲とする。

11 「図面の種類と読み方」に関する①～④の記述のうち、不適切なものを一つ選びなさい。

- ① 建築物を建設するにあたり、担当官庁（建築指導課・消防署など）に建築物を建てる許可を得るために「総合仮設計画申請書」や各申請書類などを提出する。この時の図面を総合仮設計画図と言う。
- ② 建築確認図面は、建築基準法をはじめ関係法令の基準をクリアし、設計者の設計思想、施主要求品質を具現化した建築物の設計図書の骨格である。
- ③ 図面上の情報はあくまで図面に基づいて施工された段階の仕上がりを示しており、現在までの利用過程における改修作業等は反映されていないので、注意が必要である。
- ④ 施工図の内容は詳細事項が多いため、理解するには専門知識が必要である。

12 「石綿含有建材情報の入手方法」に関する①～④の記述のうち、不適切なものを一つ選びなさい。

- ① 実際に使用されている建材が「石綿含有建材」か「否」か判定できるのは、その建材の商品名が特定でき、メーカーが正確な情報を開示している場合である。
- ② 国土交通省・経済産業省が公表している「石綿（アスベスト）含有建材データベース」は、更新されている場合があるので、活用した場合は、調査結果に使用・確認した年月日を記載しておく。
- ③ 建材の石綿含有情報とは、石綿を意図的か非意図的かを問わず工場等で混入していたという情報である。
- ④ 国土交通省・経済産業省が公表している「石綿（アスベスト）含有建材データベース」で検索した建材（商品）がないことを以て、石綿なしの証明にはならない。

13 「書面調査結果の整理」に関する①～④の記述のうち、不適切なものを一つ選びなさい。

- ① 建築図面が全くない場合は、目視調査に記録用紙を持参し、各階を目視の上、各階の概略平面図を作成する。
- ② 必要に応じて、石綿データベース等により当該建材の特徴等を調べて、「整合性の確認表」に記入しておくことも目視調査の際に有効である。
- ③ 書面調査結果の整理は、「1.石綿含有建材等の建材をリストアップし」、「2.動線計画を立てる」という2点を主な作業として行っていく。
- ④ 見落としを防ぐためには、各棟・各階ごとに記録を行うワークシートを使用することも有効である。

14 「防火地域又は準防火地域の建築物」について、(ア)～(エ)の記述のうち正しい組み合わせを下記の①～④から一つ選びなさい。

階数	防火地域内の制限 (注1)		準防火地域内の制限		
	延べ面積		延べ面積		
	(イ) 以下	(イ) 超	(ウ) 以下	(ウ) 超 (エ) 以下	(エ) 超
(ア) 建て以上	耐火建築物		耐火建築物		
3階建て			一定の防火措置など (注2)	準耐火建築物	耐火建築物
2階建て			その他		
1階建て				準耐火建築物	

(注1) 以下はこの表の限りではない。

- 1 延べ面積が50㎡以内の平家建の附属建築物で、外壁及び軒裏が防火構造のもの
- 2 卸売市場の上家または機械製作工場等主要構造部が不燃材料で造られたものその他これらに類する構造でこれらと同等以上に火災の発生のおそれの少ない用途に供するもの
- 3 高さ2mを超える門または扉で不燃材料で造り、または覆われたもの
- 4 高さ2m以下の門または扉

(注2) 外壁の開口部の構造及び面積、主要構造部の防火の措置その他の事項について防火上必要な政令で定める技術的基準（建築基準法施行令第136条の2）に適合する建築物。

<参考> 準防火地域内にある木造建築物など（建築基準法第23条で規定するもの）は、その外壁及び軒裏で延焼のおそれのある部分を防火構造とし、これに附属する高さ2mを超える門または扉で当該門または扉が建築物の1階であるとした場合に延焼のおそれのある部分に該当する部分を不燃材料で造り、またはおこななければならない。

①	(ア) 5階 (イ) 100㎡ (ウ) 500㎡ (エ) 1000㎡	②	(ア) 5階 (イ) 200㎡ (ウ) 1000㎡ (エ) 1500㎡	③	(ア) 4階 (イ) 200㎡ (ウ) 1000㎡ (エ) 1000㎡	④	(ア) 4階 (イ) 100㎡ (ウ) 500㎡ (エ) 1500㎡
---	---	---	--	---	--	---	---

【一般】(C)第4章 目視調査の実際と留意点

1 「目視調査の流れ」に関する①～④の記述のうち、不適切なものを一つ選びなさい。

- ① 建築図面がない場合は、詳細調査に入る前にヒアリングなどの結果を踏まえて、外、屋上、基準階などを先に縦覧し、簡単なフロア図のスケッチを作成し、大まかな建築物概要を把握することも有効である。
- ② 改修や解体工事のための事前調査では、解体・改修等を行う全ての建材が対象であり、内装や下地等の内側等、外観からでは直接確認できない部分についても調査が必要である。
- ③ 建築物の書面調査の結果、書面調査で決めた箇所から採取した試料の分析方法は、石綿含有建材調査者自らの責任で決める。
- ④ 一般に機械室やビル管理人などの居室、パイプシャフトの内部床、造作されたロッカーキャビネットなどの下などは、建築物の竣工当初の状態が保たれていることが多いので、これらの部屋で確認した建材とは明らかに施工年が違ような建材が使われていれば、改修履歴のあったことがわかる。

2 「事前準備」に関する①～④の記述のうち、不適切なものを一つ選びなさい。

- ① 調査対象の現場が高所の時には、脚立などの足場を用いる。また、建材等を取り外す時には、バール、ハンマーなどが必要となる。
- ② 調査に必要な試料採取用密閉容器（チャック付きポリ袋）は、メモ書きが可能で、サイズは2～3種類用意する。
- ③ 調査対象の現場が高所の時には、墜落制止用器具を着用する。
- ④ 調査時の服装のポイントは「石綿粉じんからのばく露防止対策」であるが、石綿の調査であることを第三者には知られたくないので、作業衣ではなく平服で調査することが適切である。

3 「目視調査の実施要領」に関する①～④の記述のうち、正しいものを一つ選びなさい。

- ① 目視調査で対象建築物の外周を一周してみたり、ある程度離れた場所から建築物の全体を観察すると、塔屋や煙突の位置などの確認ができることがある。
- ② 定礎は、調査対象の建築物の竣工時期、建築主、施工業者等の事項が刻印されているが、建築時期が不明なため、石綿含有建材の製造時期等に関連する重要な要素の一つとして参考にはならない。
- ③ 目視調査に臨む基本姿勢として、現地での事前調査はできるだけ多くの石綿含有建材調査者で行い、できるだけ短い時間で終わるようにする。
- ④ 建築物の外観を観察する際には、主要道路と建築物の位置関係や方位を確認する必要はない。

4 「目視調査の実施要領」に関する①～④の記述のうち、不適切なものを一つ選びなさい。

- ① 調査にあたっては書面調査のみで判断せず、令和3年4月以降は、平成18年9月の石綿の製造、使用等の禁止以降に着工した建築物等を除き、必ず目視調査を行い、現物を確認することが必要である。
- ② 「目視」による調査とは、単に外観を見ることだけではなく、分析によらずに確認できる石綿有無の判断根拠についても調査を行うことである。
- ③ 石綿含有建材の使用の有無については、改修工事が行われた場合でも、設計図書等に必ず明記されている。
- ④ レベル3の石綿含有建材は、内装制限（不燃材料等）が要求されている箇所への使用もあるが、むしろ、そうした法令以外の用途（意匠や吸音、防水性能等）で使用されたものも多く見られる。

5 「目視調査の実施要領」に関する①～④の記述のうち、不適切なものを一つ選びなさい。

- ① 石綿含有成形板裏面の認定番号については、不燃は「1,000 番台」、難燃は「2,000 番台」が記載されている。
- ② 調査において、同種の建材が繰り返し使われていても、そのことのみを以て同一建材であるかどうかの確認は省略できない。
- ③ 目視調査を行う中で、点検口や器具の開口部もなく、部分的に解体しなければ調査できない場所が見つかった場合、調査できなかった部分については目視調査票などに書き入れ、調査報告書にも必ず記載する。
- ④ 改修工事において、部屋全体を貼り替えた場合は、他の部屋に比べ、天井軽鉄下地や吊りボルトの色や形が他の部屋と違う場合があるため、天井ボードの試料採取は新・旧両方とも行う。

6 写真の建材の裏面から得られる情報①～④の記述のうち、不適切なものを一つ選びなさい。



- ① 無石綿と表示されているので、現在の法律においても、「石綿は含有していない」と判断できる。
- ② アスノンという製品名は、メーカー名を調べる手がかりとなる。
- ③ 国土交通大臣認定不燃材料NM-8314は、メーカー名を調べる手がかりとなる。
- ④ アスノンという製品名から、建材の一般名を調べる手がかりとなる。

7 「試料採取」に関する①～④の記述のうち、正しいものを一つ選びなさい。

- ① 吹付け材の試料採取は、該当吹付け材施工表層から下地の中間地点までの試料の採取を前提に行う。
- ② 吹付け材において、吹付け層全体の表面の色において、一部分、吹付け層の色が異なる場合は、その一部分は補修した可能性が高いため、その部分は既存部分とは別の試料として採取を行う。
- ③ 平屋建ての建築物で施工範囲が 3000㎡未満の場合、試料は、原則として、該当吹付け材施工部位の 2 箇所以上、1箇所当たり10立方センチメートル程度の試料をそれぞれ採取する。
- ④ 内外装仕上げ材の下に、レベル 1 建材が存在する事例は特にない。

8 「試料採取」に関する①～④の記述のうち、不適切なものを一つ選びなさい。

- ① 既存建築物の改修工事および解体工事を実施する前に、既存仕上塗材層が石綿を含有しているか否かを確認しておく必要がある。
- ② 設計図書や特記仕様書は仕上塗材の「一般名」が記載されていることが多く、実際に使用されている「製品名」を特定することは難しいので、分析により判定する。
- ③ 複層仕上塗材は表面に凹凸模様のテクスチャー（質感）が付与されていることが多く、これらの凹凸部分を形成している主材は、場所によって組成にバラつきがある。
- ④ 成形板の試料の採取は、試料採取範囲から3箇所を選定して、1箇所あたり100cm程度の試料をそれぞれ採取する。

9 「目視調査の記録方法」に関する①～④の記述のうち、不適切なものを一つ選びなさい。

- ① 撮影に際しての留意事項として、カメラの画素数は、国土交通省電子納品に関する要領・基準におけるデジタル写真管理情報基準に準じる。
- ② 撮影に際しての留意事項として、対象物は広角撮影と近接撮影（アップ）を行う。
- ③ デジカメはメモ代わりにもなるから、たくさん撮影することが編集に役立つ。1シーンを2枚ずつ同じ位置で連続して撮ることで写真を選択することができる。
- ④ 現地での調査写真撮影は、その写真を編集し、報告書を作成する石綿含有建材調査者自身がカメラマンとなることが望ましい。

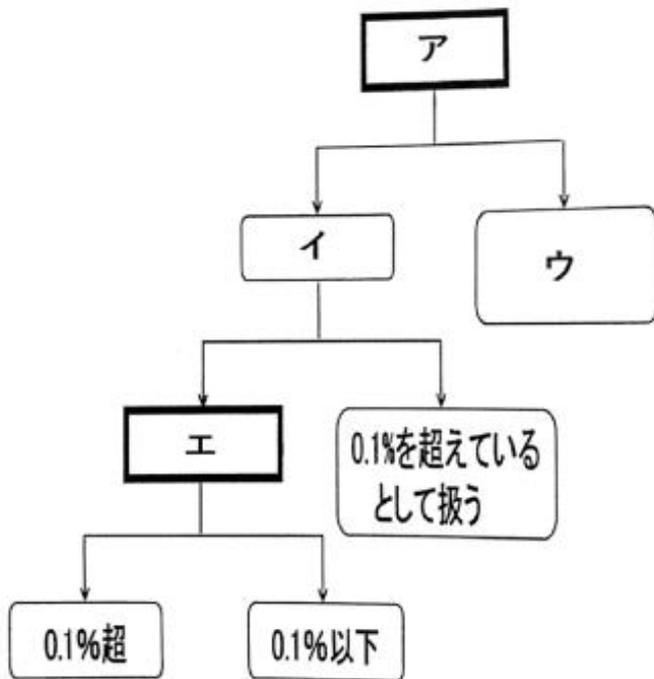
10 「目視調査の記録方法」に関する①～④の記述のうち、不適切なものを一つ選びなさい。

- ① 解体・改修時の事前調査結果の報告書について、厚生労働省の通達では、「調査の責任分担を明確にする」ことが求められている。
- ② 調査する部屋の天井にボードがある場合は、「囲込み済」であり、飛散の可能性は極めて僅かである。
- ③ 吹付け石綿の化粧仕上げの経年劣化による表面の毛羽立ちなどは、石綿含有吹付けロックウールと較べて相対的に少ないといえる
- ④ 解体・改修時の事前調査結果の報告書について、厚生労働省の通達では、「石綿含有建材の有無と使用箇所を明確にする」ことが求められている。

11 「目視調査の記録方法」に関する①～④の記述のうち、不適切なものを一つ選びなさい。

- ① 目視調査において、「やや劣化（一部劣化状態）」と判定した場合でも、「今後も現状を保持できる」という判断は間違いであり、原因が解明・改善されてなく、付着力の判定がされていないので吹付け石綿の脱落が起こる可能性がある。
- ② 目視調査において、ある学校の教室の天井に吹付け石綿が使用されており、紙飛行機が石綿層に突き刺さっているが、付着力にも問題なく、平面状況もボールなどの痕はあるものの比較的きれいだった。このような状況は人為的行為による「やや劣化（一部損傷状態）」と判定する。
- ③ 「劣化なし」とは、おおむね全般的に損傷箇所や、毛羽立ちなどの劣化が進んだ様子が見受けられない状態をいうが、全般的に表面などの劣化が進み、毛羽立ちなどが発生している状態も含まれる。
- ④ 「やや劣化」とは、全般的に表面などの劣化が進み、毛羽立ちなどが発生している状態を表す。

12 下図は、石綿含有分析の流れ（概要）である。選択肢①～④は、表中の空欄ア、イ、ウ、エに該当する用語を示したものである。組み合わせとして正しいものを一つ選びなさい。



①	ア) 定量分析 イ) 含有あり ウ) 0.1%を超えているとして扱う エ) 定性分析
②	ア) 定性分析 イ) 含有あり ウ) 0.1%以下（不検出） エ) 定量分析
③	ア) 定量分析 イ) 含有あり ウ) 0.1%以下（不検出） エ) 定性分析
④	ア) 定性分析 イ) 含有あり ウ) 含有なし エ) 定量分析

13 「建材の石綿分析」に関する①～④の記述のうち、正しいものを一つ選びなさい。

- ① 定性分析方法 1 及び定量分析方法 2 は、建材製品、天然鉱物及びそれを原料としてできた製品中のアスベスト分析に適用可能である。
- ② 定量分析方法 2 は、位相差・分散顕微鏡を用いた定量分析方法である。
- ③ 定性分析方法 3 は、光学顕微鏡法による定性分析方法である。
- ④ 定性分析方法 1 は、偏光顕微鏡により予備観察を行い、実体顕微鏡で定性分析を行う。

14 「調査票の下書きと分析結果チェック」に関する①～④の記述のうち、不適切なものを一つ選びなさい。

- ① 定性分析方法 1 の分析結果の場合、層別の区分や結果に疑問や違和感がないかを確認する。
- ② 試料を分析機関に送付後、部屋別の目視調査個票を下書き程度でもよいので、調査日からあまり時間を経ずに、忘れないうちに部屋別に整理しておくことが望ましい。
- ③ 分析機関から結果速報や分析結果報告書を受領後は、分析機関から送られてきた結果には間違いはないため、特にチェックを行う必要はない。
- ④ 分析結果のチェックにおいて、分析器具の洗浄不足で、直前に分析した高含有量の試料と分析時にクロスコンタミネーションが起きていないかを確認する。

【一般】(C)第5章 建築物石綿含有建材調査報告書の作成

1 目視調査報告書における建築物の概要欄に「該当しない項目」を一つ選びなさい。

- ① 建築物用途
- ② 確認済証交付日・番号
- ③ 家屋番号
- ④ 延べ床面積

2 「目視調査個票の記入」に関する①～④の記述のうち、不適切なものを一つ選びなさい。

- ① 目視調査個票は部屋別の作成を基本とするが、小規模の建築物などではフロアごとの作成も可とされる。
- ② 部屋ごとの記入における劣化度の判定は石綿含有建材調査者の技術として重要であるが、必須の記入項目ではないので、劣化の程度が判別できないときは空欄とし、安易な判断をしないよう努めなければならない。
- ③ 外壁構造について、建築物正面側は化粧仕上げとなることが多いが、カーテンウォールやプレキャストコンクリート、軽量気泡コンクリート、押出成形セメント板などの種別にも注視する。
- ④ 部屋ごとの記入における材料名は、材料の形態を統一された一般名称で記載する。この場合、略称や通称でもよい。

3 次の①～④のうち、事前調査記録の記載事項に含まれないものを一つ選びなさい。

- ① 事業者の名称、住所及び電話番号
- ② 調査対象の建築物等の竣工日等
- ③ 事前調査を行った部分（分析調査を行った場合は、分析のための試料を採取した場所を含む）
- ④ 目視による確認が困難な材料の有無及び場所

4 「所有者等・地方公共団体への報告」に関する①～④の記述のうち、不適切なものを一つ選びなさい。

- ① 石綿含有建材調査者は、建築物の所有者からの依頼を受けて、目視調査、石綿含有分析機関への調査依頼などを行い、目視調査総括票、目視調査個票、石綿分析結果報告書、その他添付資料をとりまとめた調査報告書を建築物の所有者等に報告する。
- ② 報告に当たっては、建築物における石綿の健康影響に関する基礎知識、リスクコミュニケーションの知識とその実施に関する技術などを踏まえ、建築物の所有者等の利益を優先してアドバイスすることが重要である。
- ③ 建築物の所有者との契約に基づいて、石綿含有建材調査者が、地方公共団体に調査結果を報告することも考えられる。
- ④ 建築物の発注者等は、建築物の解体・改修を行う場合は、施工者に調査報告書を開示し、適切に解体・改修が行われるよう協力しなければならない。